

(公 印 省 略)  
神健保医第 1088 号-2  
令和 7 年 1 月 28 日

一般社団法人 兵庫県医薬品登録販売者協会  
会長 瀧山 長利 様

神戸市保健所長  
楠 信 也

薬局の許可申請などにかかる手数料の納付方法の変更について（お知らせ）

平素は本市保健行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、薬局の許可申請などにかかる手数料を「神戸市収入証紙」により納付していただいていたおりましたが、このたび「神戸市収入証紙」の販売が令和 7 年 3 月末をもって終了することとなりました。このため、薬局の許可申請などにかかる手数料の納付方法を下記のとおり変更させていただきます。

つきましては、会員様あて周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる手数料（具体的には、別紙「対象となる手数料一覧」参照）

(1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）に基づく申請手数料

例：薬局・店舗販売業・高度管理医療機器等販売業貸与業の開設許可申請手数料、更新許可申請手数料 など

(2) 「毒物及び劇物取締法」に基づく申請手数料

例：毒物劇物一般販売業の登録申請手数料、登録更新申請手数料 など

(3) 証明手数料

2. 申請手数料の納付方法

ご利用いただける納付方法は、下表のとおりとなります。

1 件の申請手数料について、複数の納付方法を併用すること（収入証紙の不足分をキャッシュレス決済で払う等）はできませんのでご注意ください。

納付方法	予定	令和 7 年(2025 年)		令和 8 年(2026 年)	
		2/3	3/31	4/1	3/31
神戸市収入証紙(※)		令和 7 年 3 月 31 日販売終了		令和 8 年 3 月 31 日使用終了	
(1) 保健所の窓口での キャッシュレス決済		令和 7 年 2 月 3 日から使用開始			
(2) 納付書による納付		令和 7 年 4 月 1 日から使用開始			

3. 収入証紙に代わる納付方法のご利用手順

(※) 神戸市収入証紙の販売は令和 7 年 3 月 31 日で終了しますが、令和 8 年 3 月 31 日までは使用可能です。

(1) 保健所の窓口でのキャッシュレス決済（令和 7 年 2 月 3 日から開始）

保健所の窓口でキャッシュレス端末を設置しますので、以下の決済手段により納付してください。払込手数料のご負担はありません。

なお、保健所の窓口での電子マネー等へのチャージはできませんので、事前に必要金額が

チャージされていることをご確認ください。

また、領収証は発行できません（レシート（利用者控）をお渡しします）。

（対応している決済手段）

- ① クレジットカード（一括払のみ）：Visa、Mastercard、JACCS
- ② 電子マネー：交通系 IC（PiTaPa は対象外）、WAON、Edy、iD、nanako
- ③ QRコード<sup>(※)</sup>：PayPay、LINE Pay、d払い、au PAY、メルペイ、J-Coin Pay、Bank Pay、Alipay、WeChat Pay、楽天ペイ

(※) QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 納付書による納付（令和7年4月1日から開始）

納付書を使用して現金等で手数料を納付します。まず保健所で納付書を受け取り（下記①）次に金融機関で手数料を納付し、再度保健所で申請書等を提出（下記②）します。払込手数料のご負担はありません。

- ① 保健所の窓口へ申請書類を持参してください。  
→ 申請書類を確認後、納付書を作成してお渡しします。
- ② 納付書により庁舎内等の金融機関窓口で手数料を納付し、受け取った領収証書を持って、再度保健所の窓口にお越しください。  
→ 領収証書を確認した後、申請書類を受付いたします。

（注意事項）

①（納付書の受け取り）と②（納付および申請書等の提出）は、同日中に行っていただきますようお願いいたします。

申請書類の確認の他、納付書の発行にお時間をいただくことや、金融機関の窓口営業時間（庁舎内の銀行は15時まで）も考慮いただき、時間に余裕をもってお越しください。

担当：医務薬務課 薬務担当

電話：322-6796

薬務の手続きの詳細については、  
右のコードから当課ホームページをご確認ください。



## 対象となる手数料一覧

業種		申請内容	金額
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)に基づく申請手数料	薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業	新規申請	29,000 円
		更新申請	11,000 円
	薬局製剤製造販売業	新規申請	6,300 円
		更新申請	4,000 円
	薬局製剤製造業	新規申請	11,000 円
		更新申請	5,600 円
	薬局製剤製造販売承認	全セットの場合 @90×420 品目	37,800 円
	許可証書換		2,000 円
許可証再交付		2,900 円	
「毒物及び劇物取締法」に基づく申請手数料	毒物劇物販売業	新規申請	14,700 円
		更新申請	6,400 円
	登録票書換		2,400 円
	登録票再交付		4,000 円
証明手数料			300 円